

大規模小売店舗の変更に関する届出の公告

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号。以下「法」という。）第 6 条第 1 項の規定により以下のとおり大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第 3 項において準用する法第 5 条第 3 項の規定により関係書類を縦覧に供する。

なお、法第 8 条第 2 項の規定により意見を述べようとする者は、この公告の日から縦覧期間の終了する日までに宮崎県知事に意見書を提出することができる。意見書には、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見とともに、意見書提出者の氏名又は名称及び住所並びに当該大規模小売店舗の名称を記載すること。

届出年月日：令和 7 年 11 月 17 日

店舗名：ケーズデンキ小林店

設置者：株式会社九州ケーズデンキ

縦覧場所：宮崎県商工観光労働部商工政策課

縦覧期間：令和 7 年 12 月 1 日から令和 8 年 4 月 1 日まで

届出概要：別紙のとおり



※受理年月日	年 月 日
※受理番号	
※備考	

変更届出書

令和7年11月17日

宮崎県知事 殿

株式会社九州ケーズデンキ
代表取締役 杉本正彦
茨城県水戸市城南二丁目7番5号

大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 ケーズデンキ小林店
住所 宮崎県小林市大字堤3026-4 外

2 変更した事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の住所並びに法人にあっては代表者の氏名
(変更前)

設 置 者		住 所
名 称	代表者	
株式会社九州ケーズデンキ	代表取締役 坂下陽一	茨城県水戸市城南二丁目7番5号

(変更後)

設 置 者		住 所
名 称	代表者	
株式会社九州ケーズデンキ	代表取締役 杉本正彦	茨城県水戸市城南二丁目7番5号

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
(変更前)

小 売 業 者		住 所
名 称	代表者	
株式会社九州ケーズデンキ	代表取締役 坂下陽一	茨城県水戸市城南二丁目7番5号

(変更後)

小 売 業 者		住 所
名 称	代表者	
株式会社九州ケーズデンキ	代表取締役 杉本正彦	茨城県水戸市城南二丁目7番5号

3 変更の年月日

令和7年6月20日

4 変更する理由

設置者及び小売業を行う者の代表者の変更に伴い、立地法上の届出状況を整理し、変更届出を行うものです。